

別表2

1 基準額	2 対象経費	3 補助率								
<p>次の基本額に調整率を乗じて得た額に加算額を加えた額</p> <p>1 基本額 次により算定した額から、保育料収入相当額を控除した額(保育料収入相当額の控除は、A型については1人分、B型については4人分、C型については10人分、D型については18人分を上限とする。)</p> <p>A型 1人×180,800円×運営月数 B型 2人×180,800円×運営月数 C型 4人×180,800円×運営月数 D型 6人×180,800円×運営月数</p> <p>2 調整率</p> <table border="1" data-bbox="279 898 679 1043"> <thead> <tr> <th>負担能力指数</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>5以上20未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>20以上</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、設置後、3年を経過していない施設に対しては適用しない。</p> <p>3 加算額 (24時間保育を行っている施設) 23,410円×運営日数 (病児等保育を行っている施設) 187,560円×運営月数 (緊急一時保育を行っている施設) 20,720円×運営日数 (児童保育を行っている施設) 10,670円×運営日数 (休日保育を行っている施設) 11,630円×運営日数</p> <p>保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法は別紙のとおりとする。</p>	負担能力指数	調整率	5未満	1.0	5以上20未満	0.8	20以上	0.6	<p>施設内保育施設運営事業を行うために必要な保育に従事する者の人件費(給料、諸手当等)又は委託料(内訳は人件費)とする。</p>	<p>2 / 3</p>
負担能力指数	調整率									
5未満	1.0									
5以上20未満	0.8									
20以上	0.6									